

滋賀県税条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

「地方税法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 2 号)等が、平成 27 年 3 月 31 日に公布され、改正すべき「滋賀県税条例」(昭和 25 年滋賀県条例第 55 号)の規定のうち平成 27 年 4 月 1 日に施行する規定等について、専決により改正を行いました。

2 主な改正内容

(1) 個人住民税

ア 都道府県または市区町村に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除(ふるさと納税)に係る特例控除額の控除限度額を個人住民税の所得割額の 1 割から 2 割に拡充することとしました。(第 21 条の 2 関係)

[例: 給与収入 700 万円で配偶者を扶養している方] (所得税の限界税率 20%、個人住民税所得割額 35 万円とする)

○ 5 万円寄附した場合

※復興特別所得税を除いて計算しています。

5 万円			
所得税分	個人住民税分		
48,000 円 × 20%※ = 9,600 円	(基本控除額) 48,000 円 × 10% = 4,800 円	(特例控除額)	48,000 円 × (100% - 10% - 20%※) = 33,600 円

ふるさと納税においては、所得税分(寄附金控除)と個人住民税分(寄附金税額控除)により、寄附金額のうち 2,000 円を超える額について全額控除できる仕組みとなっています。

しかし、個人住民税分のうち、特例控除額には控除限度額が設けられているため、寄附金額が一定額を超える場合、寄附金額のうち 2,000 円を超える額の全額を控除しきれないことがあります。そこで、この控除限度額を個人住民税の所得割額の 1 割から 2 割に拡充し、これまでの 2 倍となるよう改正しました。

○ 8 万円寄附した場合

※復興特別所得税を除いて計算しています。

8 万円			
所得税分	個人住民税分		
78,000 円 × 20%※ = 15,600 円	(基本控除額) 78,000 円 × 10% = 7,800 円	(特例控除額)	78,000 円 × (100% - 10% - 20%※) = 54,600 円

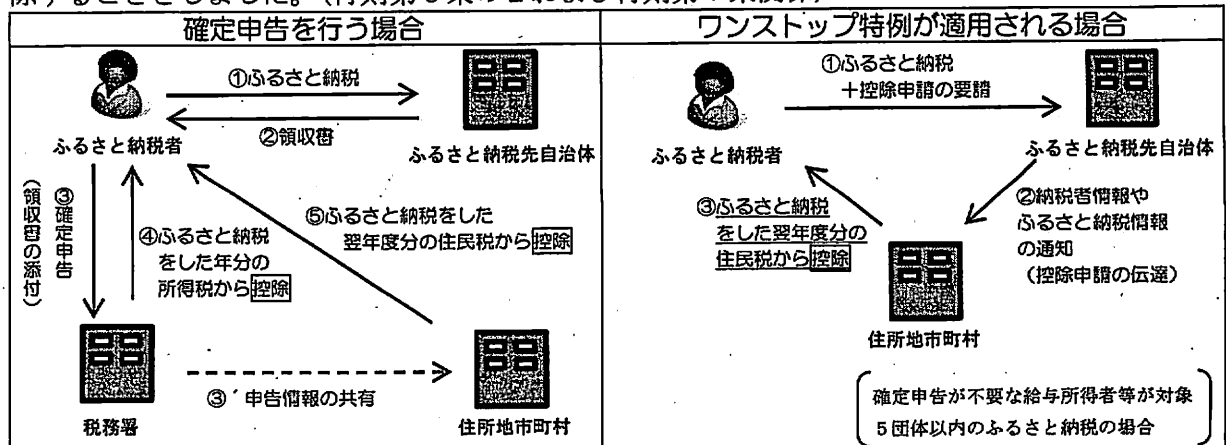
【改正前】控除限度額: 35,000 円 (= 35 万円 × 10%)

この場合、改正前では、控除限度額を超えるこの部分が控除しきれない。
54,600 円
- 35,000 円
= 19,600 円

【改正後】控除限度額: 70,000 円 (= 35 万円 × 20%)

→ 改正後は、この場合も寄附金額のうち 2,000 円を超える額の全額を控除できることとなる。

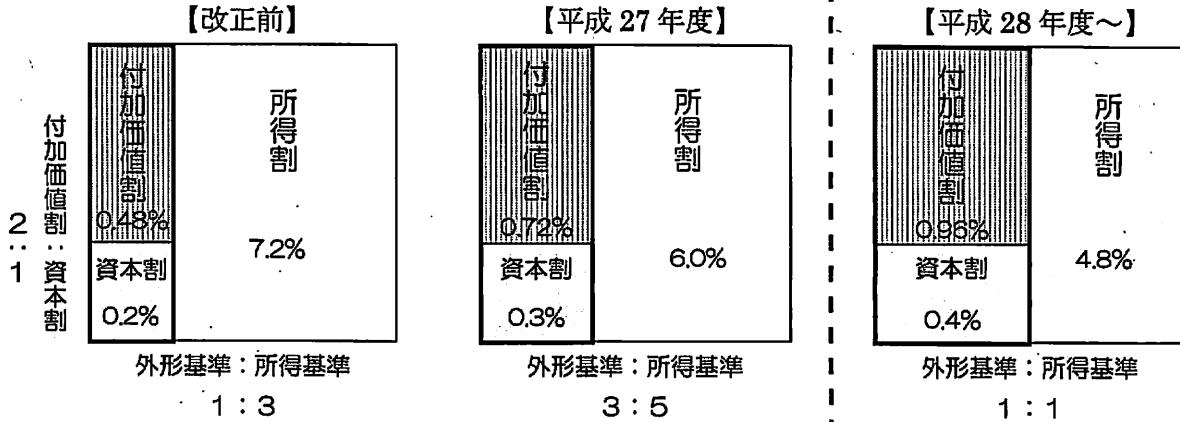
イ 申告手続きの簡素化(「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設)に伴い、この特例が適用される場合には、これまで所得税において控除されていた額についても、個人住民税において税額控除することとしました。(付則第 6 条の 2 および付則第 7 条関係)



(注) 県民税については、住民税のうちの 5 分の 2 となります。

(2) 法人事業税

資本金1億円超の普通法人に導入されている外形標準課税（付加価値割、資本割）を、改正前の4分の1から8分の3に拡大することとしました。（第38条の3および付則第19条関係）



〔例：3以上の都道府県に事務所・事業所を有する法人の場合〕

	税率		
	【改正前】	平成27年4月1日 ～平成28年3月31日 の間に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に 開始する事業年度
付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%
資本割	0.2%	0.3%	0.4%
所得割	7.2%	6.0%	4.8%
(うち地方法人特別税)	(2.9%)	(2.9%)	(2.9%)

※ただし、今回の改正部分は、平成27年度分のみとなります。

(3) 不動産取得税

ア 住宅および土地に係る税率の特例措置（4%→3%）を3年延長しました。（付則第8条の2関係）

イ 宅地評価土地に係る課税標準の特例措置（2分の1）を3年延長しました。（付則第9条の2関係）

(4) 自動車取得税

自動車取得税における「エコカー減税」について、平成32年度燃費基準への置き換えを行うとともに、平成32年度燃費基準未達成のエコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする措置を講じ、2年延長しました。（付則第10条の2の2および付則第10条の2の4関係）

〔例：乗用車〕

【改正前】（適用期限 H27.3.31）

内容	対象車
非課税	電気自動車等
	H27年度燃費基準+20%達成
80%軽減	H27年度燃費基準+10%達成
60%軽減	H27年度燃費基準達成

【改正後】（H27.4.1～H29.3.31）

内容	対象車
非課税	電気自動車等
	H32年度燃費基準+20%達成
80%軽減	H32年度燃費基準+10%達成
60%軽減	H32年度燃費基準達成
40%軽減	H27年度燃費基準+10%達成
20%軽減	H27年度燃費基準+5%達成

※ ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限る。

(5) 軽油引取税

軽油引取税の課税免除の特例措置のうち、以下の4用途について廃止の上、その他について3年延長しました。(付則第10条の2の6)

〔廃止4用途〕海上保安庁の航路標識、警察の電気通信設備、消防の電気通信設備、陶磁器製造業

(6) 狩猟税

有害鳥獣捕獲従事者の確保を目的として、以下の軽減措置を平成30年度まで実施することとしました。(付則第10条の4および第11条関係)

- | | |
|--------------------------------|--------------------|
| ア 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者登録 | → 課税免除(改正前:税率2分の1) |
| イ 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者登録 | → 課税免除(新設) |
| ウ 有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲の従事者に係る狩猟者登録 | → 税率2分の1(新設) |

3 その他の改正内容

(1) 法人県民税

法人県民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、資本金または資本準備金を欠損のてん補または損失のてん補に充てた金額を控除するとともに、剰余金または利益準備金を資本金とした金額を加算する措置を講ずることとしました。(第29条関係)

(2) 法人事業税

2(2)の措置に伴い、事業規模が一定以下の法人について、2年間に限り外形標準課税の拡大による負担増額を原則として2分の1に軽減することとしました。(改正条例付則第7項、第8項、第9項および第10項関係)

(3) 不動産取得税

ア 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業および事業所内保育事業(利用定員が5人以下)の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとしました。(第39条の2関係)

イ 社会福祉法人等が直接生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(社会福祉事業として行われるものに限る。)の用に供する不動産について、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとしました。(第39条の2関係)

ウ 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後2年以内に、一定の改修工事を行った後、当該住宅を個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合について、当該宅地建物取引業者による取得が平成29年3月31日までに行われた場合に限り、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとしました。(付則第9条関係)

エ 次に掲げる課税標準の特例措置等の適用期限を平成29年3月31日まで延長しました。(付則第8条および付則第9条関係)

- ㊦ 農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置
- ㊧ 一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置
- ㊨ 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置
- ㊩ 一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置
- ㊪ 公益社団法人または公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置
- ㊫ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置および一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置

㉔ 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置

㉕ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置

オ 次に掲げる課税標準の特例措置の適用期限を平成 32 年 3 月 31 日まで延長しました。(付則第 8 条関係)

㉖ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が、国又は地方公共団体が法律の規定によりその事業等として実施するものである一定の選定事業により取得する公共施設等の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置

㉗ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が、政府の補助を受けて取得する国立大学の校舎の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置

カ 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額の上限を価格の 2 分の 1 に相当する額とした上、その適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長しました。(付則第 8 条関係)

(4) 自動車取得税

ア 次に掲げる課税標準の特例措置の適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長しました。(付則第 10 条の 2 の 4 関係)

㉘ 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車(以下「路線バス等」という。)のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置

㉙ 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置

㉚ 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置

イ 一定のバス等またはトラックのうち、車両安定性制御装置および衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、原則として当該取得が平成 29 年 3 月 31 日までに行為されたときに限り、取得価額から 525 万円を控除する特例措置を講ずることとしました。(付則第 10 条の 2 の 4 関係)

ウ 一定のバス等またはトラックのうち、車両安定性制御装置または衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、原則として当該取得が平成 29 年 3 月 31 日までに行為されたときに限り、取得価額から 350 万円を控除する特例措置を講ずることとしました。(付則第 10 条の 2 の 4 関係)

(5) 軽油引取税

船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用人が、物品または役務の相互提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、平成 30 年 3 月 31 日までに当該引取りに係る軽油を当該締結国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、軽油引取税を課さないこととしました。(付則第 10 条の 2 の 6 関係)

(6) その他必要な規定の整備を行いました。

4 施行期日

この条例は、公布の日(平成 27 年 4 月 1 日)から施行することとしました。ただし、2(6)イの改正は、平成 27 年 5 月 29 日から施行することとしました。

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号） 新旧対照表

旧	新												
<p>第1条～第17条 省略</p> <p>(法人課税信託の受託者に関するこの節の適用)</p> <p>第17条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項および法第24条の2第4項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、<u> </u>同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第29条第1項第1号</td> <td style="width: 15%;">資本金等の額（法人税法</td> <td style="width: 70%;">当該法人に係る固有法人（法人課税信託の受託者である法人について、第17条の2第1項および第2項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第1項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）の資本金等の額（法人税法</td> </tr> <tr> <td>第29条第1項第2号から第5号まで</td> <td>資本金等の額</td> <td>当該法人に係る固有法人の資本金等の額</td> </tr> </table> <p>4 省略</p> <p>第18条～第21条 省略</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第21条の2 省略</p> <p>2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同</p>	第29条第1項第1号	資本金等の額（法人税法	当該法人に係る固有法人（法人課税信託の受託者である法人について、第17条の2第1項および第2項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第1項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）の資本金等の額（法人税法	第29条第1項第2号から第5号まで	資本金等の額	当該法人に係る固有法人の資本金等の額	<p>第1条～第17条 省略</p> <p>(法人課税信託の受託者に関するこの節の適用)</p> <p>第17条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項および法第24条の2第4項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、<u>それぞれ</u>同表の右欄に掲げる字句<u> </u>とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第29条第1項第1号</td> <td style="width: 15%;">資本金等の額が</td> <td style="width: 70%;">当該法人に係る固有法人（法人課税信託の受託者である法人について、第17条の2第1項および第2項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第1項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）の資本金等の額が</td> </tr> <tr> <td>第29条第1項第2号から第5号まで</td> <td>資本金等の額が</td> <td>当該法人に係る固有法人の資本金等の額が</td> </tr> </table> <p>4 省略</p> <p>第18条～第21条 省略</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第21条の2 省略</p> <p>2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同</p>	第29条第1項第1号	資本金等の額が	当該法人に係る固有法人（法人課税信託の受託者である法人について、第17条の2第1項および第2項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第1項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）の資本金等の額が	第29条第1項第2号から第5号まで	資本金等の額が	当該法人に係る固有法人の資本金等の額が
第29条第1項第1号	資本金等の額（法人税法	当該法人に係る固有法人（法人課税信託の受託者である法人について、第17条の2第1項および第2項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第1項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）の資本金等の額（法人税法											
第29条第1項第2号から第5号まで	資本金等の額	当該法人に係る固有法人の資本金等の額											
第29条第1項第1号	資本金等の額が	当該法人に係る固有法人（法人課税信託の受託者である法人について、第17条の2第1項および第2項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第1項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）の資本金等の額が											
第29条第1項第2号から第5号まで	資本金等の額が	当該法人に係る固有法人の資本金等の額が											

項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

(1) 省略

(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第20条第2項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）および同条第2項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 100分の90

(3) 省略

第21条の3～第28条 省略

(法人の均等割の税率)

第29条 省略

(1) 省略

ア～エ 省略

オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額または同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として施行令第6条の23の2に定めるところにより算定した金額）をいう。以下同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないものおよびエに掲げる法人を除く。以下この項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもの

(2)～(5) 省略

2 省略

項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。

(1) 省略

(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第20条第2項に規定する課税山林所得金額（次号 _____ において「課税山林所得金額」という。）および同項 _____ に規定する課税退職所得金額（同号 _____ において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 100分の90

(3) 省略

第21条の3～第28条 省略

(法人の均等割の税率)

第29条 省略

(1) 省略

ア～エ 省略

オ 資本金等の額（法第23条第1項第4号の5に規定する資本金等の額 _____ をいう。以下同じ。）を有する法人

（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないものおよびエに掲げる法人を除く。以下この項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもの

(2)～(5) 省略

2 省略

3 法第52条第2項第1号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、政令で定める日）現在における資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項第1号オ中「資本金等の額が」とあるのは「法第52条第2項第1号に定める日（同法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、第3項に規定する政令で定める日。以下この項において同じ。）現在における資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額が」と、同項第2号から第5号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「法第52条第2項第1号に定める日現在における資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額」とする。

4 法第52条第2項第2号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、政令で定める日現在における資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項中「資本金等の額が」とあるのは、「第4項に規定する政令で定める日現在における資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額が」とする。

5 法第52条第2項第3号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日現在における資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項中「資本金等の額が」とあるのは、「法第52条第2項第3号に定める日現在における資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額が」とする。

第30条～第38条の2 省略

(法人の事業税の税率)

第30条～第38条の2 省略

(法人の事業税の税率)

第38条の3 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業および保険業を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 第37条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.48を乗じて得た金額
 イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.2を乗じて得た金額
 ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.8
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.5
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の7.2

(2)・(3) 省略

2 省略

3 他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額または出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 第37条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.48を乗じて得た金額
 イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.2を乗じて得た金額
 ウ 各事業年度の所得に100分の7.2を乗じて得た金額

(2)・(3) 省略

第38条の4～第39条 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第39条の2 省略

第38条の3 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業および保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 第37条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.72を乗じて得た金額
 イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.3を乗じて得た金額
 ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.1
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の4.6
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の6

(2)・(3) 省略

2 省略

3 他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額または出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 第37条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.72を乗じて得た金額
 イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.3を乗じて得た金額
 ウ 各事業年度の所得に100分の6を乗じて得た金額

(2)・(3) 省略

第38条の4～第39条 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第39条の2 省略

2～13 省略

第39条の3～第39条の13 省略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し)

第39条の14 前条第1項の規定によつて徴収猶予をした場合において、当該

2～13 省略

14 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

15 児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

16 児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業(利用定員が5人以下であるものに限る。)の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

17 社会福祉法人その他政令で定める者が直接生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業として行われるものに限る。)の用に供する不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

第39条の3～第39条の13 省略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し)

第39条の14 前条第1項の規定によつて徴収猶予をした場合において、当該

徴収猶予に係る不動産取得税について第39条の12第1項第1号または第2項第1号の規定の適用がないことが明らかとなつたとき、または徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなつたときは、当該徴収猶予した税額の全部または一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

第39条の15～第52条 省略

(自動車取得税の減免)

第53条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請によつて、規則で定めるところにより、自動車取得税を減免する。

(1)・(2) 省略

(3) 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、歩行が困難な程度の障害を有する者（以下この条および第71条において「身体障害者」という。）もしくは戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、歩行が困難な程度の障害を有する者（以下「戦傷病者」という。）が運転する自動車に係る当該身体障害者もしくは当該戦傷病者の自動車の取得または身体障害者、戦傷病者、都道府県知事もしくは地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所または知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者のうち、自ら移動することが困難な程度の障害を有する者（以下「知的障害者」という。）もしくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、自ら移動する

徴収猶予に係る不動産取得税について第39条の12第1項第1号もしくは第2項第1号の規定の適用がないことが明らかとなつたとき、または徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなつたときは、当該徴収猶予した税額の全部または一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

第39条の15～第52条 省略

(自動車取得税の減免)

第53条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請によつて、規則で定めるところにより、自動車取得税を減免する。

(1)・(2) 省略

(3) 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、歩行が困難な程度の障害を有する者（以下この条および第71条において「身体障害者」という。）もしくは戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、歩行が困難な程度の障害を有する者（以下「戦傷病者」という。）が運転する自動車に係る当該身体障害者もしくは当該戦傷病者の自動車の取得または身体障害者、戦傷病者、都道府県知事もしくは地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳（児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所または知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者のうち、自ら移動することが困難な程度の障害を有する者（以下「知的障害者」という。）もしくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、自ら移動する

ことが困難な程度の障害を有する者（以下この条および第71条において「精神障害者」という。）（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合または知的障害者もしくは精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）で知事が必要であると認めるもの

(4)～(8) 省略

2 省略

第54条～第60条 省略

(自動車税の税率)

第61条 省略

2・3 省略

4 第1項第5号ウの規定を適用する場合において、当該自動車が規則で定める自動車に該当するときは、当該自動車の車両総重量

の2分の1に相当する重量を当該自動車の最大積載量とみなす。

第61条の2～第150条 省略

付 則

第1条～第6条 省略

ことが困難な程度の障害を有する者（以下この条および第71条において「精神障害者」という。）（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合または知的障害者もしくは精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）で知事が必要であると認めるもの

(4)～(8) 省略

2 省略

第54条～第60条 省略

(自動車税の税率)

第61条 省略

2・3 省略

4 第1項第5号ウの規定を適用する場合において、当該自動車が規則で定める自動車に該当するときは、当該自動車の車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。付則第10条の2の2および第

10条の2の4において同じ。）の2分の1に相当する重量を当該自動車の最大積載量とみなす。

第61条の2～第150条 省略

付 則

第1条～第6条 省略

(個人の県民税の寄附金税額控除における申告の特例に係る申告特例控除額の控除)

第6条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第21条の2第1項第1号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第5項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第21条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の申告特例控除額は、第21条の2第2項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる第20条第2項に規定する課税総所得金額から第21条第1号アに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

195万円以下の金額	85分の5
195万円を超え330万円以下の金額	80分の10
330万円を超え695万円以下の金額	70分の20
695万円を超え900万円以下の金額	67分の23
900万円を超える金額	57分の33

第7条 平成28年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

第7条の2～第7条の4 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号

第7条 削除

第7条の2～第7条の4 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号

に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成21年4月1日から平成27年3月31日までの間に行われたときに限り、当該土地の価格の3分の1に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合にあつては、当該3分の1に相当する額または当該交換によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行令附則第7条第1項に定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額のいずれか多い額）を価格から控除する。

2 資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社（同法第4条第1項の規定による届出を行つたものに限る。）で施行令附則第7条第3項に規定するものが同法第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づき同条第1項に規定する特定資産のうち不動産（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の宅地または建物をいう。以下この項から第4項までおよび第13項において同じ。）で施行令附則第7条第4項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号。以下「平成23年改正法」という。）の施行の日の翌日から平成27年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

3 投資信託及び投資法人に関する法律第3条に規定する信託会社等が、同法第2条第3項に規定する投資信託で施行令附則第7条第5項に規定するものの引受けにより、同法第4条第1項または第49条第1項に規定する投資信託約款に従い同法第2条第1項に規定する特定資産（次項において「特定資産」という。）のうち不動産で施行令附則第7条第6項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌

に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成21年4月1日から平成29年3月31日までの間に行われたときに限り、当該土地の価格の3分の1に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合にあつては、当該3分の1に相当する額または当該交換によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行令附則第7条第1項に定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額のいずれか多い額）を価格から控除する。

2 資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社（同法第4条第1項の規定による届出を行つたものに限る。）で施行令附則第7条第3項に規定するものが同法第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づき同条第1項に規定する特定資産のうち不動産（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の宅地または建物をいう。以下この項から第4項までおよび第13項において同じ。）で施行令附則第7条第4項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号。以下「平成23年改正法」という。）の施行の日の翌日から平成29年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

3 投資信託及び投資法人に関する法律第3条に規定する信託会社等が、同法第2条第3項に規定する投資信託で施行令附則第7条第5項に規定するものの引受けにより、同法第4条第1項または第49条第1項に規定する投資信託約款に従い同法第2条第1項に規定する特定資産（次項において「特定資産」という。）のうち不動産で施行令附則第7条第6項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌

日から平成27年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

4 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人（同法第187条の登録を受けたものに限る。）で施行令附則第7条第7項に規定するものが、同法第67条第1項に規定する規約に従い特定資産のうち不動産で施行令附則第7条第8項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から平成27年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

5 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第5項に規定する選定事業者が同法第10条第1項に規定する事業計画または協定に従って実施する同法第2条第4項に規定する選定事業で施行令附則第7条第9項に規定するもの（法律の規定により同法第2条第3項第1号または第2号に掲げる者がその事務または事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限り。）により同法第2条第1項に規定する公共施設等

の用

に供する家屋で施行令附則第7条第10項に規定するものを取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成27年3月31日までにに行われたときに限り、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

6 省略

7 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第5項に規定する選定事業者が第10条第1項に規定する事業計画または協定に従って実施する同法第2条第4項に規定する選定事業により政府の補助で施行規則附則第3条の2の12第1項に規定するものを受けて国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第2項に規定する国立大学の校舎の用に供する家屋で施行令附則第7条第11項に規定するものを取得し

日から平成29年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

4 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人（同法第187条の登録を受けたものに限る。）で施行令附則第7条第7項に規定するものが、同法第67条第1項に規定する規約に従い特定資産のうち不動産で施行令附則第7条第8項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から平成29年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

5 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第5項に規定する選定事業者が同法第5条第2項第5号に規定する事業契約に従って実施する同法第2条第4項に規定する選定事業で施行令附則第7条第9項に規定するもの（法律の規定により同法第2条第3項第1号または第2号に掲げる者がその事務または事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限り。）により同条第1項に規定する公共施設等（同項第3号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）および同項第5号に掲げる施設を除く。）の用

に供する家屋で施行令附則第7条第10項に規定するものを取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成32年3月31日までにに行われたときに限り、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

6 省略

7 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第5項に規定する選定事業者が同法第5条第2項第5号に規定する事業契約に従って実施する同法第2条第4項に規定する選定事業により政府の補助で施行規則附則第3条の2の12第1項に規定するものを受けて国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第2項に規定する国立大学の校舎の用に供する家屋で施行令附則第7条第11項に規定するものを取

た場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成27年3月31日までに行為されたときに限り、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

8・9 省略

10 公益社団法人または公益財団法人が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第71条第1項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令附則第7条第13項に規定するものの用に供する不動産で同項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成27年3月31日までに行為されたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

11 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金で施行令附則第7条第14項に規定するものもしくは漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）第2条第3項に規定する漁業近代化資金で施行令附則第7条第15項に規定するものの貸付けまたは株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8号もしくは第9号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用に供する施設で施行令附則第7条第16項に規定するものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合

を乗じて得た額を価格から控除する。

12 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第17項に規定するものの新築を平成27年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保

得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成32年3月31日までに行為されたときに限り、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

8・9 省略

10 公益社団法人または公益財団法人が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第71条第1項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令附則第7条第13項に規定するものの用に供する不動産で同項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成29年3月31日までに行為されたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

11 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金で施行令附則第7条第14項に規定するものもしくは漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）第2条第3項に規定する漁業近代化資金で施行令附則第7条第15項に規定するものの貸付けまたは株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8号もしくは第9号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用に供する施設で施行令附則第7条第16項に規定するものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合にあっては、2分の1）を乗じて得た額を価格から控除する。

12 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第17項に規定するものの新築を平成29年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保

に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第17項に規定するものの新築」と、「含むものとし、施行令第37条の16に定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸につき1,200万円（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるものにつき1,200万円）」とあるのは「当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令附則第7条第18項に規定するものにつき1,200万円」とする。

13 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第7項に規定する特例事業者が、同条第3項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第2号に掲げる契約のうち政令で定めるものに限る。）に係る不動産取引の目的となる不動産で次に掲げるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

(1)～(5) 省略

(住宅の取得および土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第8条の2 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間に住宅または土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第39条の3の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 前項に規定する住宅または土地の取得が第39条の12第1項もしくは第2項、第39条の15の2第1項、第39条の16第1項または次条第1項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第17項に規定するものの新築」と、「含むものとし、施行令第37条の16に定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸につき1,200万円（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるものにつき1,200万円）」とあるのは「当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令附則第7条第18項に規定するものにつき1,200万円」とする。

13 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第7項に規定する特例事業者が、同条第3項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第2号に掲げる契約のうち政令で定めるものに限る。）に係る不動産取引の目的となる不動産で次に掲げるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

(1)～(5) 省略

(住宅の取得および土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第8条の2 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に住宅または土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第39条の3の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 前項に規定する住宅または土地の取得が第39条の12第1項もしくは第2項、第39条の15の2第1項、第39条の16第1項または次条第1項もしくは第5項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

(不動産取得税の減額等)

第9条 心身障害者を多数雇用するものとして施行令附則第9条第1項に規定する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第49条第1項第6号の助成金その他これに類するものとして施行規則附則第3条の2の18に規定するものの支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で施行令附則第9条第2項に規定するものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から平成27年3月31日までの間に行われたときに限り、納税者の申請により、当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。

2 前項の減額の申請をする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に同項の規定に該当することを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)~(4) 省略

3 第39条の13から第39条の15までの規定は、第1項に規定する施設の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予およびその取消しならびに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第39条の13第1項中「土地の取得に対して」とあるのは「付則第9条第1項に規定する施設(以下第39条の15まで _____ において「施設」という。)の取得に対して」と、「前条第1項第1号または第2項第1号」とあるのは「同項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内」とあるのは「当該取得の日から3年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該施設」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項中「当該土地」とあるのは「当該施設」と、「前条の」とあるのは「付則第9条第1項の」と、

(不動産取得税の減額等)

第9条 心身障害者を多数雇用するものとして施行令附則第9条第1項に規定する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第49条第1項第6号の助成金その他これに類するものとして施行規則附則第3条の2の18に規定するものの支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で施行令附則第9条第2項に規定するものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から平成29年3月31日までの間に行われたときに限り、納税者の申請により、当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。

2 前項の減額の申請をする者は、次 _____ に掲げる事項を記載した申請書に同項の規定に該当することを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)~(4) 省略

3 第39条の13から第39条の15までの規定は、第1項に規定する施設の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予およびその取消しならびに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第39条の13第1項中「土地の取得に対して」とあるのは「付則第9条第1項に規定する施設(以下この条および第39条の15において「施設」という。)の取得に対して」と、「前条第1項第1号または第2項第1号」とあるのは「同項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内」とあるのは「当該取得の日から3年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該施設」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項中「当該土地」とあるのは「当該施設」と、「前条」とあるのは「付則第9条第1項」と、

「次に掲げる事項」とあるのは「知事が必要であると認める事項」と、「同条第1項第1号または第2項第1号の規定に該当すること」とあるのは「当該施設が障害者の雇用の促進等に関する法律第18条第3号の助成金の支給を受けて取得した施設で住宅以外のものであること」と、第39条の14中「第39条の12第1項第1号または第2項第1号」とあるのは「付則第9条第1項」と、第39条の15第1項中「土地」とあるのは「施設」と、「第39条の12第1項第1号または第2項第1号」とあるのは「付則第9条第1項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第3項中「次に掲げる事項」とあるのは「知事が必要であると認める事項」と読み替えるものとする。

4 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第9条の2第1項に規定するものの用に供する土地の取得を平成27年3月31日までにした場合における第39条の12第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（施行令第39条の2の3第1項に規定する住宅に限る。以下この項および次項において「特例適用住宅」という。）1戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するものについて）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第9条の2第1項に規定するもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

「次に掲げる _____」とあるのは「知事が必要であると認める _____」と、「同条第1項第1号または第2項第1号の規定に該当する」と _____ があるのは「当該施設が障害者の雇用の促進等に関する法律第18条第3号の助成金の支給を受けて取得した施設で住宅以外のものである」と _____、第39条の14中「第39条の12第1項第1号もしくは第2項第1号」とあるのは「付則第9条第1項」と、第39条の15第1項中「土地」とあるのは「施設」と、「第39条の12第1項第1号または第2項第1号」とあるのは「付則第9条第1項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第3項中「次に掲げる _____」とあるのは「知事が必要であると認める _____」と読み替えるものとする。

4 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第9条の2第1項に規定するものの用に供する土地の取得を平成29年3月31日までにした場合における第39条の12第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（施行令第39条の2の3第1項に規定する住宅に限る。以下この項および次項において「特例適用住宅」という。）1戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するものについて）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第9条の2第1項に規定するもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

5 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下この項および第7項において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象

住宅（新築された日から10年以上を経過した住宅（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。）であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この項から第7項までにおいて同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質または性能の向上に資する改修工事で政令で定めるものを行つた後、当該改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で政令で定めるもの（以下この項および次項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成29年3月31日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第39条の2第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

6 前項の減額の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項の規定に該当することを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 当該改修工事対象住宅を取得した者の氏名および住所
- (2) 当該改修工事対象住宅の所在地、家屋番号、構造および床面積
- (3) 当該改修工事対象住宅の取得年月日
- (4) 当該改修工事対象住宅に係る前項の改修工事の完了年月日
- (5) 当該住宅性能向上改修住宅を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供した年月日

7 第39条の13から第39条の15までの規定は、第5項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予およびその取消しならびに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第39条の13第1項中「土地の取得に対して」とあるのは「付則第9条第5項に規定する宅地建物取引業

者による同項に規定する改修工事対象住宅（以下この条および第39条の15において「改修工事対象住宅」という。）の取得に対して」と、「前条第1項第1号または第2項第1号」とあるのは「同項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内」とあるのは「当該取得の日から2年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項中「当該土地」とあるのは「当該改修工事対象住宅」と、「前条」とあるのは「付則第9条第5項」と、「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と、「同条第1項第1号または第2項第1号」とあるのは「同項」と、第39条の14中「第39条の12第1項第1号もしくは第2項第1号」とあるのは「付則第9条第5項」と、第39条の15第1項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、「第39条の12第1項第1号または第2項第1号」とあるのは「付則第9条第5項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第3項中「次に掲げる」とあるのは「知事が必要であると認める」と読み替えるものとする。

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第9条の2 宅地評価土地（宅地および宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によつて決定されるものをいう。）をいう。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第39条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

2 省略

3 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間において、第39条の2第9項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場合、同条

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第9条の2 宅地評価土地（宅地および宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によつて決定されるものをいう。）をいう。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第39条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成27年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

2 省略

3 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間において、第39条の2第9項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場合、同条

第11項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金もしくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第12項に規定する交換分合によつて失つた土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第39条の16第1項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場合または付則第8条第1項に規定する交換によつて土地が失われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準によつて決定した価格)中に第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第39条の2第9項、第11項もしくは第12項、第39条の16第1項または付則第8条第1項の適用については、これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち付則第9条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち付則第9条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。

第9条の3～第10条の2 省略

(自動車取得税の税率の特例)

第10条の2の2 省略

2 次に掲げる自動車ですべて新規登録等(道路運送車両法第7条の規定による登録または同法第59条の規定による検査(同条第1項 _____ に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。以下この条および付則第10条の2の4において同じ。)を受けるものの取得(同条第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、第45条および前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条

第11項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金もしくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第12項に規定する交換分合によつて失つた土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第39条の16第1項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場合または付則第8条第1項に規定する交換によつて土地が失われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準によつて決定した価格)中に第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第39条の2第9項、第11項もしくは第12項、第39条の16第1項または付則第8条第1項の適用については、これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち付則第9条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち付則第9条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。

第9条の3～第10条の2 省略

(自動車取得税の税率の特例)

第10条の2の2 省略

2 次に掲げる自動車ですべて新規登録等(道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録または同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。以下この条および付則第10条の2の4において同じ。)を受けるものの取得(同条第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第45条および前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条

または前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）併せて施行規則附則第4条の4第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第4条の4第5項に規定するものをいう。付則第10条の2の4第1項から第3項までにおいて同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第4条の4第6項に規定するものをいう。次号および付則第10条の2の4第1項において同じ。）を除く。以下この条および付則第10条の2の4第1項において同じ。）

ア 乗用車または車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条ならびに付則第10条の2の4第1項および第7項において同じ。）が2.5トン以下のバスもしくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第1項に規定するもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項および付則第10条の2の4第1項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第4条の4第8項に規定するもの（以下この条および付則第10条の2の4第1項において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 省略

(ウ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条および付則第10条の2の4第1項において「エネルギー消費効率」と

または前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）併せて施行規則附則第4条の4第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第4条の4第5項に規定するものをいう。付則第10条の2の4第1項から第4項までにおいて同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第4条の4第6項に規定するものをいう。次号および付則第10条の2の4第1項において同じ。）を除く。以下この条および付則第10条の2の4 _____ において同じ。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定める

_____ もの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項および付則第10条の2の4第1項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第4条の4第8項に規定するもの（以下この条および付則第10条の2の4 _____ において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 省略

(ウ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条および付則第10条の2の4 _____ において「エネルギー消費効率」と

いう。)が施行規則附則第4条の4第9項に規定するエネルギー消費効率(第4項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条および付則第10条の2の4第1項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第2項に規定するもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第3項に規定するもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車

いう。)が施行規則附則第4条の4第9項に規定するエネルギー消費効率(以下この号および付則第10条の2の4において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条および付則第10条の2の4において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条および付則第10条の2の4において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第2項に規定するもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第3項に規定するもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車

をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下この条および付則第10条の2の4第1項において同じ。)

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第4項に規定するもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第5項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第6項に規定するもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第7項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

3 次に掲げる自動車ですべて初めて新規登録等を受けるものの取得（前項または付則第10条の2の4第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合

をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下この条および付則第10条の2の4において同じ。)

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第4項に規定するもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第5項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第6項に規定するもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第7項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

3 次に掲げる自動車ですべて初めて新規登録等を受けるものの取得（前項または付則第10条の2の4第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合

に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車または車両総重量が2.5トン以下のバスもしくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第8項に規定するもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第9項に規定するもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第10項に規定するもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定める

_____もの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第9項に規定するもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第10項に規定するもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第11項に規定するもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率 _____ 以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第12項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に 100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第13項に規定するもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率 _____ 以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第14項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に 100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第11項に規定するもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に 100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第12項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に 100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第13項に規定するもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に 100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第14項に規定するもの

(ア) 省略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に 100分の110を乗じて得た数値以上であること。

4 第2項（第1号アに係る部分に限る。）および前項（第1号アに係る部分に限る。）の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第4条の5第15項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（付則第10条の2の4第1項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として施行規則附則第4条の5第16

4 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項または付則第10条の2の4第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第2項第1号ア(ウ)中「施行規則附則第4条の4第9項に規定するエネルギー消費効率(第4項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条および付則第10条の2の4第1項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110」とあるのは「基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の138」と、前項第1号ア(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

- ア 乗用車または車両総重量が2.5トン以下のバスもしくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

5 ガソリン自動車(乗用車または車両総重量が2.5トン以下のバスもしくはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得(前3項または付則第10条の2の4第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

第10条の2の3 省略

(自動車取得税の課税標準の特例)

第10条の2の4 次に掲げる自動車(以下この項において「第1種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) 省略

(4) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車または車両総重量が2.5トン以下のバスもしくはトラックの

第10条の2の3 省略

(自動車取得税の課税標準の特例)

第10条の2の4 次に掲げる自動車(以下この項において「第1種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) 省略

(4) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定める

うち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第7項に規定するもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) 次のいずれかに該当するものであること。

a エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

b エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること（平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第4条の4第15項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車に限る。）。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第10項に規定するもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

もの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第10項に規定するもの

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(5) 次に掲げるガソリン自動車（平成32年度基準エネルギー消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において

適用されるべきものとして定められたもの(以下第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの(次項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。)に限る。)

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の180を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の157を乗じて得た数値以上であること。

(6) 次に掲げる軽油自動車

ア 省略

イ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第13項に規定するもの(電力併用自動車に限る。)

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(5) 次に掲げる軽油自動車

ア 省略

イ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第13項に規定するもの(電力併用自動車に限る。)

(ア)・(イ) 省略

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車(以下この項において「第2種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種環境対応車の取得に係る第

44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに
行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30
万円を控除して得た額」とする。

(1) 付則第10条の2の2第2項第1号(同条第4項において読み替えて
準用する場合を含む。)に掲げるガソリン自動車

(2) 省略

3 次に掲げる自動車(以下この項において「第3種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第3種環境対応車の取得に係る第
44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに
行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15
万円を控除して得た額」とする。

(1) 付則第10条の2の2第3項第1号(同条第4項において読み替えて
準用する場合を含む。)に掲げるガソリン自動車

44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに
行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35
万円を控除して得た額」とする。

(1) 付則第10条の2の2第2項第1号
に掲げるガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車(平成22年度基準エネルギー消費効率算
定自動車に限る。)

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるも
の

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める
窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に
100分の165を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当す
るもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める
窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に
100分の150を乗じて得た数値以上であること。

(3) 省略

3 次に掲げる自動車(以下この項において「第3種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第3種環境対応車の取得に係る第
44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに
行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25
万円を控除して得た額」とする。

(1) 付則第10条の2の2第3項第1号
に掲げるガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144を乗じて得た数値以上であること。

(3) 省略

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第4種環境対応車」という。）

で初めて新規登録等を受けるもの以外の第4種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに
行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15
万円を控除して得た額」とする。

(1) 付則第10条の2の2第4項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) ガソリン自動車（乗用車または車両総重量が2.5トン以下のトラックであつて、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) 省略

ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。

(3) 付則第10条の2の2第4項第2号ウまたはエに掲げる軽油自動車(電力併用自動車に限る。)

5 次に掲げる自動車(以下この項において「第5種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第5種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。

(1) 付則第10条の2の2第5項に規定するガソリン自動車

(2) ガソリン自動車(乗用車または車両総重量が2.5トン以下のトラックであつて、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。)のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の132を乗じて得た数値以上であること。

4 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則附則第4条の6第1項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。

6 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則附則第4条の6第1項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第3条第1項に規定する基本方針(次項および第6項にお

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第3条第1項に規定する基本方針(次項および第8項にお

<p>いて「基本方針」という。)に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。</p>	<p>いて「基本方針」という。)に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。</p>
<p>(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項および第6項において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で施行規則附則第4条の6第2項に規定するものに適合するものであること。</p>	<p>(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項および第8項において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で施行規則附則第4条の6第2項に規定するものに適合するものであること。</p>
<p>5 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則附則第4条の6第3項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円(乗車定員30人未満の付則第10条の2の4第5項に規定する路線バス等にあつては、200万円)を控除して得た額」とする。</p>	<p>7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則附則第4条の6第3項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円(乗車定員30人未満の付則第10条の2の4第7項に規定する路線バス等にあつては、200万円)を控除して得た額」とする。</p>
<p>(1)・(3) 省略</p>	<p>(1)・(3) 省略</p>
<p>6 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造および設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則附則第4条の6第5項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。</p>	<p>8 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造および設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則附則第4条の6第5項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。</p>
<p>(1)~(3) 省略</p>	<p>(1)~(3) 省略</p>
<p>7 次に掲げる自動車(施行規則附則第4条の6第7項に規定する</p>	<p>9 次に掲げる自動車のうち、横滑りおよび転覆に対する安全性の向上を図</p>
<p></p>	<p>るための装置(以下第11項までにおいて「車両安定性制御装置」という。)ならびに衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下同項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。)を備えるもの(総務省令で</p>

ものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日(第1号に掲げる自動車のうち車両総重量が12トンを超えるもの、第2号に掲げるトラックのうち車両総重量が22トンを超えるものおよび第3号に掲げるトラックにあつては、平成26年10月31日)までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トンを超える 乗用車(施行規則附則第4条の6第8項に規定するものに限る。)またはバス(施行規則附則第4条の6第9項に規定するものに限る。)であつて

、道路運送車両法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準(次号および第3号において「制動装置保安基準」という。)で施行規則附則第4条の6第10項に規定するものに

適合するもの

(2) 車両総重量が8トンを超える トラック(施行規則附則第4条の6第11項に規定するけん引自動車および被けん引自動車を除く。)であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で施行規則附則第4条の6第10項に規定するものに

適合するもの

(3) 車両総重量が13トンを超える トラック(施行規則附則第4条の6第11項に規定するけん引自動車に限る。)であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきもの

定める ものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日(第4号に掲げる

トラックにあつては、平成28年10月31日)までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トンを超え12トン以下の乗用車(施行規則附則第4条の6第8項に規定するものに限る。)またはバス(施行規則附則第4条の6第9項に規定するものに限る。)(第11項において「バス等」という。)であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1

日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの(以下この項および第11項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)および同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの(以下この項および第11項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック(施行規則附則第4条の6第11項に規定するけん引自動車および被けん引自動車を除く。以下この項および第11項において同じ。)であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(3) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラック であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきもの

として定められた制動装置保安基準で施行規則附則第4条の6第10項に規定するものに

適合するもの

として定められた車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(4) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

10 前項第4号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置および衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成28年11月1日から平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置または衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日（第5号に掲げるトラックにあつては、平成28年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであつて、道路運

送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(5) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

8 省略

第10条の2の5 省略

(軽油引取税の課税免除の特例)

第10条の2の6 平成27年3月31日までに行われる軽油の引取りに関して、次の表の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる用途に供する軽油の引取りに対しては、第54条第1項および第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があつた場合または法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項もしくは第5項の規定による知事もしくは他の道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

船舶の使用者	船舶の動力源の用途
海上保安庁	航路標識法(昭和24年法律第99号)第2条の

12 省略

第10条の2の5 省略

(軽油引取税の課税免除の特例)

第10条の2の6 平成30年3月31日までに行われる軽油の引取りに関して、次の表の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる用途に供する軽油の引取りに対しては、第54条第1項および第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があつた場合または法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項もしくは第5項の規定による知事もしくは他の道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

船舶の使用者	船舶の動力源の用途
(削除)	

	規定により設置し、および管理する航路標識の電源の用途
警察の用に供する電気通信設備を設置し、および管理する者	警察の用に供する電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第2号に規定する電気通信設備（以下この表において「電気通信設備」という。）の電源の用途（通常の電力の供給が絶たれた場合その他施行規則附則第4条の7第1項に規定する場合の用途に限る。以下この表において同じ。）
(中略)	
消防庁および地方公共団体	消防事務の用に供する電気通信設備の電源の用途
(中略)	
陶磁器製造業を営む者	陶磁器の製造工程における焼成および乾燥の用途
(後略)	

2・3 省略

第10条の2の7～第10条の3 省略

(削除)	
(中略)	
(削除)	
(中略)	
(削除)	
(後略)	

2・3 省略

4 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた当該自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品または役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で政令で定めるものに基づき、平成30年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合においては、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第55条第1項（第3号に係る部分に限る。）および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第10条の2の7～第10条の3 省略

(狩猟税の課税免除)

第10条の4 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業

等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項および次条において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項および次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、第139条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、または鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項または鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。）に規定する従事者証（次条第2項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から平成31年3月31日までの間に行われたときは、第139条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。

（狩猟税の税率の特例）

第11条 平成20年4月1日から平成28年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第139条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。

（狩猟税の税率の特例）

第11条 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可

捕獲等」という。)を行つた場合における狩猟税の税率は、第139条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率(以下この項において「軽減税率」という。)とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録(以下この項において「軽減税率適用登録」という。)の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間(鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。)の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあっては、この限りでない。

(1) 対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。)に係る狩猟者の登録

(2) 前号の狩猟者の登録(以下この号において「軽減税率適用登録」という。)を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなつた場合において、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同一の種類の狩猟免許について当該軽減税率適用登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにおける当該狩猟者の登録

2 前項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、県内の区域において、従事者(鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する従業者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。)として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた場合における狩猟税の税率について準用する。この場合において、前項中「受け、」とあるのは、「受けた同条第8項(鳥獣保護管理法第14条の2第9項または鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する者(鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。)の従事者(鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する従事者をいう。)として、同項に規定する従事者証の交付を

第11条の2～第18条 省略

第19条 当分の間、平成26年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税についての第38条の3および前条の規定の適用については、第38条の3第1項第1号ウの表中「100分の3.8」とあるのは「100分の2.2」と、「100分の5.5」とあるのは「100分の3.2」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の4.3」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の7.2」とあるのは「100分の4.3」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、前条中「第38条の3第1項第2号」とあるのは「次条の規定により読み替えられた第38条の3第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。

第20条および第21条 省略

(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第22条 省略

2・3 省略

4 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故(以下単に「原子力発電所の事故」という。)に関して原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項の規定により原子力

受けて」と読み替えるものとする。

第11条の2～第20条 省略

第19条 当分の間、平成27年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税についての第38条の3および前条の規定の適用については、第38条の3第1項第1号ウの表中「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」と、「100分の4.6」とあるのは「100分の2.3」と、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の6」とあるのは「100分の3.1」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、前条中「第38条の3第1項第2号」とあるのは「次条の規定により読み替えられた第38条の3第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。

第20条および第21条 省略

(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第22条 省略

2・3 省略

4 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故(以下単に「原子力発電所の事故」という。)に関して原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項の規定により原子力

災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下同じ。）が市町村長または都道府県知事に対して行つた法附則第55条の2第1項第1号に掲げる指示の対象区域（原子力発電所の事故に関して同法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長または都道府県知事に対して行つた指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。次条第1項において「避難指示区域」という。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「居住困難区域」という。）内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において所在していた家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における施行令附則第31条第4項に規定する者が、当該対象区域内家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この項および次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

5・6 省略

第23条～第26条 省略

災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下同じ。）が市町村長または都道府県知事に対して行つた法附則第55条第1項第1号に掲げる指示の対象区域（原子力発電所の事故に関して同法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長または都道府県知事に対して行つた指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。次条第1項において「避難指示区域」という。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「居住困難区域」という。）内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において所在していた家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における施行令附則第31条第4項に規定する者が、当該対象区域内家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この項および次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

5・6 省略

第23条～第26条 省略

付則第19項による改正（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年滋賀県条例第8号）） 新旧対照表

旧	新
<p>第1条および第2条 省略</p> <p>(滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正)</p> <p>第3条 次に掲げる条例の規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)第139条第2項第1号および第142条の2第1項ならびに付則第11条第1号</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>第4条～第5条 省略</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成27年5月29日から施行する。</p>	<p>第1条および第2条 省略</p> <p>(滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正)</p> <p>第3条 次に掲げる条例の規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)第139条第2項第1号および第142条の2第1項</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>第4条～第5条 省略</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成27年5月29日から施行する。</p>